

第23期第15回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成30年8月6日（月曜日）13：30～15：00
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 1 番	山 下 元	第 11 番	近 藤 美喜男
第 2 番	石 山 敏 夫	第 12 番	小 野 春 雄
第 3 番	藤 田 幸 正	第 13 番	曾我部 英 敏
第 4 番	岩 崎 紀 生	第 14 番	合 田 有 良
第 5 番	小 野 義 尚	第 15 番	池 田 辰 夫
第 6 番	寺 尾 俊 行	第 16 番	伊 藤 慎 吾
第 7 番	横 井 直 次	第 17 番	渡 邊 勝 俊
第 8 番	藤 田 健太郎	第 18 番	松 本 勝 美
第 9 番	矢 野 重 明	第 19 番	山 口 三七夫
第10番	藤 田 幸 隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第 1 番	神 野 克 史	第 9 番	田 坂 健 次
第 2 番	岡 田 充	第10番	眞 鍋 哲 哉
第 3 番	岡 部 正 明	第11番	寶 田 正 司
第 4 番	村 上 壽 一	第12番	守 谷 博 明
第 5 番	高 橋 繁	第13番	飯 尾 象 司
第 6 番	井 下 八 郎	第14番	西 原 實
第 7 番	高 橋 真 次	第15番	久 枝 啓 一
第 8 番	宇 野 賀津美		

(3) 欠席委員 0人

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤 田 和 則	事務局主幹	原 道 樹
事務局次長	横 川 俊 彦	農地係長	田 中 賢
農政係長	谷 口 恭 子	主任	池 田 有
臨時職員	齊 藤 麻 里		

- 4 傍聴者
な し
- 5 議事日程
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農業者年金の加入推進について



13時30分開会

○藤田事務局長 御起立ください。礼。御着席ください。
総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員、農地利用最適化推進委員、全員出席でございます。よって、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

●藤田会長 皆さん、こんにちは。非常に暑い毎日が続いております。何をするにも暑いところで、農作業だけでなく色々な活動をする方達にも休養と水分補給を必ずしていただき、取り組んでいただいたらと思います。

それでは、ただいまから平成30年第15回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は、「農業者年金の加入推進」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において

小野 春雄 委員と 曾我部 英敏 委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ござ

います。

1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第 1 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田 1 筆、畑 12 筆合計面積 7,065 平方メートルでございます。

2 ページをお開きください。

申請は、61 番の（1-1）さん及び 62 番の（1-2）さんまでの 2 件ございます。

内訳といたしましては、3 年 2 か月が 1 件、5 年 2 か月が 1 件、利用権の種類はすべて使用貸借で、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ここで、新規就農の（1-2）さんについて、捕捉させていただきます。

（1-2）さんですが、年齢は 47 歳で、新居浜市に転入前は、伊予市の農業関係会社に勤務し、主に有機野菜を中心に、1 年と 4 ヶ月ほど農業を経験しております。勤めている時から、休みを利用し、貸付人の元で柑橘栽培についての技能を学んでいたという事です。

今回の申請につきましては、紅マドンナや甘平の栽培を予定しているとの事です。

ありがとうございました。

以上、61 番及び 62 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

●藤田会長

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

3ページをご覧ください。

議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第2号につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づく承認（変更）申請で、第4番の1件でございます。

変更内容といたしましては、平成30年7月5日に承認した特定農地貸付け、42農園、畠48筆、31,518.38平方メートルを、41農園、畠47筆、30,328.38平方メートルに変更するものです。

4ページをお開きください。

変更内容は解約で、土地の表示が、国領一丁目、畠1筆、面積1,190平方メートル、土地所有者は、新居浜市在住の（2-1）さんです。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

5 ページをご覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第3番及び第4番の2件でございます。

6 ページをお開きください。

第3番及び第4番は、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第3番は、岸の上町一丁目、畠、2筆、合計面積817平方メートル、第4番は、下泉町一丁目、田、1筆、面積876平方メートル、譲受人は、市内在住の（3-1）さんです。

譲受人は現在、1.7反ほどの農地を耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を使用貸借する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び稻作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、3番及び4番は、譲受人が同一ですので、合わせて、地元委員であります近藤 美喜男委員からご報告をいただきます。

それでは、近藤委員お願いします。

○近藤委員

譲渡人ですけども、先月くらいに自分の耕作している土

地全てを人に貸したいという意向がありました。それで今回（3－1）さんが一部を受けて耕作をする。機械も全て揃えておりますし、一人ではあるのですが真面目に他の田んぼも作っております。そういうことで、周囲にも迷惑をかけることなくやっていけるであろうと考えます。問題なしということでよろしくお願ひします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号3番及び4番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第3号3番及び4番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第25番の1件でございます。

8ページをお開きください。

第25番は、多喜浜五丁目、畠、1筆、面積1,887平方メートル、譲受人は市内在住の（4－1）さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲渡人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしてお

ります。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、25番について、地元委員であります、寺尾 俊行委員から、ご報告をいただきます。

それでは、寺尾委員お願いします。

○寺尾委員

では、報告いたします。申請地、多喜浜五丁目について報告いたします。この申請地は、譲渡人が大洲に在住し普段草刈り等の保全は人を雇って管理をしていたようです。今回、(4-1)さんが譲受け取ることですが、現地を確認しお聞きした結果、事務局作成の別途、農地法第3条調査書の記載の通り取得後の耕作面積、従事日数等問題となる要件は見受けられませんでした。また、譲受人の父親からもお話を聞きましたが、申請が完了次第重機を入れ整地を行い季節野菜の植え付ける準備を行うことです。地域の調和要件も申請地はJR予讃線と市道に挟まれた場所にあり周辺農地との農業推移、利用混濁素材もなく問題ないと判断いたします。その他、参考事項では現地は申請人、住居のすぐ隣に位置しており、今後は適正に継続的に良い管理が行われると判断いたします。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第4号25番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第4号25番について

は原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

9ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

10ページをお開きください。

9番、郷三丁目、畠1筆、申請人は、(5-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、9番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいたて、ご審議の程よろしくお願いします

ありがとうございました。以上、9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

11ページをご覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、10件です。

12ページをお開きください。

106番、外山町、畠2筆、譲受人は、(6-1)さん。内容は、自己住宅69.56平方メートル、一体利用地と

して、宅地100.51平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

107番、西の土居町二丁目、畠2筆、譲受人は、(6-2)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)245.23平方メートル、一体利用地として、宅地596.31平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

108番、東雲町二丁目、畠1筆、譲受人は、(6-3)さん。

内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地142.15平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

109番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は、(6-4)さん。

内容は、自己住宅 120.48平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

110番、吉岡町、畠1筆、譲受人は、(6-5)さん。

内容は、貸し住宅・貸し露天駐車場41.40平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

111番、大生院字銀杏之木、田1筆、譲受人は、(6-6)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、10ha以上の集団農地で第1種農地と判断され区分は、所有権移転です。

なお、農地区分が第1種農地でありますので、事務局より補足説明をいたします。

申請地については、農用地で農用地の除外も行われましたが、10ha以上の集団農地であるため第1種農地となりま

す。

第1種農地については、原則転用ができないのではあります
が、一部例外で許可が認められております。

今回の事案につきましては、既存の駐車場の拡張であり、
これが農地法の運用基準ではあります「既存施設の拡張で拡張
部分が既存施設の2分の1の敷地面積を越えないもの」に該
当します。

また、代替性の要件についても、土地の選定理由などによ
り第1種農地である本申請地の転用することについて、正当
な理由が存在することから今回の転用申請についてはやむ
を得ないと判断しております。

14ページをお開きください。

112番、多喜浜一丁目、畠1筆、譲受人は、(6-7)
さん。

内容は、自己住宅 116.34平方メートル、農地区分
は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使
用貸借権で期間は永年です。

113番、新須賀町一丁目、田1筆、譲受人は、(6-8)
さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるた
め第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

114番、萩生字旦ノ上、田3筆、畠4筆、譲受人は、
(6-9)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域である
ため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転で
す。

15ページをご覧ください。

115番、松原町、畠24筆、譲受人は、(6-10)
さん。

内容は、宅地分譲(27区画)、一体利用地として、宅地
449.58平方メートル および 公衆用道路 67.6
2平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第

3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、106番から115番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、106番から115番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい。合田委員さん。

お尋ねしたいのですが、先程の説明でよく理解ができなかつたのですが、農振地域の中で農業以外の土地を転用する場合、かなりの制限があるのは皆さん承知していると思いますが、駐車場にするのに許可したというその理由をもう一度説明していただけませんか。

○田中係長

例外許可事由の中で許可できるという中に既存の施設の2分の1を超えないものについては許可することができるというものがございます。当然、(6-6)さんはかなり大きい面積を持たれてまして、隣にも駐車場がございますがそれでは足らないということで元々の敷地の面積の2分の1を超えない、今回の申請については超えないものという判断がされて農用地も除外がされました。されたのですが、10ha以上の集団の土地ということでの第1種農地というのは残るということで、第1種農地につきましても同じく既存の施設の2分の1を超えないという例外規定に該当いたしますため、こちらについては許可をやむ得ないご判断をさせていただいております。

○合田委員

はい、分かりました。それと、所有権移転の114番のことなのですが、この地域は都市計画と言えば住宅居住地区になっているのですよね。そういう地域では農業振興

なんかの農道を付けるとか、水路の改修とか、そう言ったところではかなりの制限をうけて改良するにも住宅居住地区という制限の中で開発をしていくということなのですが、この居住地区での、住宅に関係ない太陽光やそのようなものでも、全然問題なく許可されるんですかね。

○田中係長

逆に第3種農地は原則許可です。農地法の原則、こちらについてはよほどの理由がない限り原則許可となっております。なので、農地法上は許可になると、第3種農地というところでの許可ということになります。

○合田委員

何をやっても許可になるのですか。
第3種農地という農地は、他法令に違反であるとか、そういうものが認められない限りは申請が上がってくれれば原則許可です。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)
ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

16ページをお開きください。
参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。
以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。
なお、14時00分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農業者年金の加入推進について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○横川次長

農業者年金につきましては、農業委員会と農業者年金基金が契約を結び、各種届出の送付や現況の確認を行っています。その中には新規加入推進業務も含まれております。

本日は農業者年金基金が制作しました加入推進のためのDVDをご覧いただき、活動のご参考にして頂ければと考えております。では上映いたします。

(DVD鑑賞)

上映後

●藤田会長

今、農業者年金加入推進についてのDVDを見たわけですが、何かお気付きの点はございませんか。

今、新居浜市で農業者年金を受給されている方はごくわずかなんですかね。

○横川次長

受給されている方が29人程度です。被保険者、保険金を払って加入をされている方はお1人です。

●藤田会長

厚生年金の方は加入できない。国民年金ではないと加入できないというようなことですので、対象者が限られてくる。農業者年金加入推進しましょう、と伝えるのも農業委員の仕事でございますので、いろいろ愛媛県に関して皆様に知っていただくということでDVDを見ていただいたんですけど、今、事務局と一緒にになって毎年、新居浜市でも1人ずつでも加入して下さいと言われているので事務局が言われるように新居浜市は現在、個別年金をかけているのはお1人で、加入者は以前にもいたのですが厚生年金に変ったということで1人になった訳で、見てご覧の通り年齢が高くても加入できますので情報をお寄せいただけたら、県下でも色んな会で、9月に農業委員の研修会がある中でもまた説明があろうかと思います。

○伊藤委員

どの位かけてどの位貰えるんですか。

●藤田会長

年齢が若いとどうしても掛け金は安いんですけど、年齢が高くなると高くなってしまう。

○横川次長

月額で2万円から6万7000円。これは、自由に設定

できます。途中で掛け金も変更できます。色々ありますので農業委員会のカウンター等にもパンフレットなど置いてあります。お手元に加入推進用のパンフレットをお配りいたしておりますので、お知り合いの方で農業者年金に興味のある方がいらっしゃいましたら、ご配布をお願いします。

●藤田会長

分からぬことがありますとしたら、事務局の方へご相談していただいて事務局の職員だったり、農協の職員だったりが詳しく説明をいたしますので加入促進についてもご協力をしていただいたらと思います。

●藤田会長

何か意見等はございませんか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ここで、事務局から報告事項がございます。事務局どうぞ。

○横川次長

農地パトロールに関して3点、農地基本台帳調査について1点ご報告いたします。農地パトロールの1点目です。前回の総会でお話のありました、不作付の耕地の分類についてご説明いたします。お配りしております資料1をご覧ください。

農林水産省等で様々な調査が行われた結果、不作付の耕地に様々な名称がつけられ、混乱が生じました。

そこで2012年12月に農林水産省が用語と定義を整理しました。

まず荒廃農地ですが、定義は現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地となります。

これには再生利用が可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地があります。

再生利用が可能な荒廃農地は、伐根、整地、区画整理、客土等によって再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるものです。

再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は、森林の様相を呈

しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するものです。

次に耕作放棄地です。この定義は以前耕作していた土地で、過去一年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地です。

最後に遊休農地です。これが農地の利用状況調査いわゆる農地パトロールでの名称です。一年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない農地と規定されています。農地パトロールは、この土地であるかどうかを調査するものなので、新規発見分はもちろん過去にこれに該当した農地もパトロールの対象となります。また転用で農地でなくなったものは、調査対象からはずれます。様々な呼び方があるのですが、各調査によって名称が違う。農地パトロールについては遊休農地という呼び方になります。遊休農地と荒廃農地とはほぼ一致するのですけど、耕作放棄地という名称はセンサスで使っています。全く同じような意味なのですが、センサスの場合は調査をおこなうのではなくて、自己申告。農家がこういう土地がありますよ、というような申告をする方向になっていますので、これは土地が何処にあるかが分からないというようなことになっています。色々重なったり、全く同じだったりするようなものなのですが、呼び方としては農地パトロールの場合は遊休農地と統一されています。

次、農地パトロールの2点目なのですが転用をしたところは対象から外れるよとお伝えしましたが今回の農地パトロールの調査票、転用許可済みの土地を調べたところ許可済みの土地で地図の消し忘れが30筆、リストの消し忘れが10筆ございました。この土地につきましては、パトロール時に同行の職員からお知らせをいたします。来年度からは消し忘れが無いようにいたしますのでよろしくお願ひいたします。

3点目、農地パトロール調査票の意向について説明いたし

ます。真ん中辺りにあったH28意向、H29意向というものでございます。これは昨年農地パトロールをおこなった結果、新たに遊休農地であると判断された農地の耕作者の方に今後の解消意向をお聞きしたものです。今年の農地パトロールでも遊休農地が改善されない場合は事務局より中間管理機構に報告をします。農地パトロール調査票にH29の意向があるのはそのためですけれども、調査には直接必要がないため来年の調査票より意向の部分は削除をいたしたいと考えております。農地パトロールについて3点ご報告申し上げましたが何かご質問等ございませんか。

●藤田会長

○池田委員

○横川次長

○池田委員

○横川次長

どうぞ池田委員。

1件確認させていただきたいのですが、今、農地法に変えられた遊休農地は1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。この中で表現として荒廃農地がありますよと、その荒廃農地は区分として2つに分かれていますよ、ということはパトロールでチェックしないといけない遊休農地は、この荒廃農地をチェックしたらよいということなんですか。

お答えをいたします。荒廃農地自身は遊休農地とは別ものというか、遊休農地の中に荒廃農地が含まれている。遊休農地の方が全体的な像といえば大きなものということです。遊休農地の中で1年以上作物を作られてなくて今後も利用される意向がないものでかつ、それが荒廃農地としても廃棄をされているという部分から荒廃農地に変わりますので全体的な大きさからいいますと遊休農地の方が大きくなります。

遊休農地の中にここに書かれた荒廃農地に該当する物も当然ある訳ですよね。荒廃農地の再生利用が困難という農地については前回の総会でお話された農業用機械を用いても再生できない、それを再生利用が困難というように解釈したらよい訳ですか。

農業用機械ではなくて、例えば伐根、整地、道具につい

では重機が必要になってくるかと思います。そういう物を使っても再生が不可能、非常に大きな森林に呈するような形になってしまっていて伐根をするには非常に困難を伴う場合が荒廃農地で再生利用が困難と。

●池田委員

そうすると農業機械と決定せずに、どんな機械を用いても再生できない、という物について再生困難と解釈したらよいということですか。

荒廃農地を調査する目的じゃないといっても、農地法の遊休農地の中に荒廃農地も含まれているのでしょ。結果的に荒廃農地もチェックすることになるじゃないですか。そういうことですよね。それからもう1つは、これまで農地パトロールで何年間も耕作されてない、放置された農地がある、そういうのについてはどういう取扱いになるのですか。3年経っても、5年が経っても同じような状態で放棄していると。

○横川次長

例えば流れとして、2年程度で様子を見ましょう。流れは見たのだけれども3年目も変わらず荒れている。こういう場合は委員さん、事務局の判断を合わさせていただいて、ここは遊休農地として指定をしなければいけないということであれば、そこが新規発見の物になりますし、今までパトロールで見つかっている遊休農地は地図上に緑色で塗っている箇所になります。

○合田委員

よろしいですか。今まで遊休農地の調査というのは、1年に1回草刈りをしていればこれは遊休農地ではない管理しているというような判断をしてきましたが、草刈りはしているが今年作物は作っていない、来年も作物を作らないそういう見通しであると、そういうようなのは遊休農地としてカウントするようになるんですか。今まで1年に1回管理しているから遊休農地ではないと判定していたのですが変わってくるわけですか。

○横川次長

今までの判断とは変わりはございません。定義としては、こういうような定義が用いられて遊休農地というのは作物を作らずに一度も手入れをされずに今後も利用する意向が

ないよというようなことが定義としてはなっているのですが、耕作放棄をしているのではなくて草刈りで保全管理はされている、というような判断をさせていただいております。ですので、今までの判断とこれからの判断と定義によって変わるものではございません。

○合田委員

年に1回草刈りをしていても作物を作っていないところが沢山ある。これを定義でいったら遊休農地の定義に入るんですよね。作物を作っていないわけですから。だからこの定義通りに判定していたら今までの判定とは変わってくるはずですよね。

○横川次長

1年以上耕作されずに今後も耕作される見込みがないという事は全く手入れをしていないと想定しておりますので、保全管理1年に1、2回草刈りをしているというような場合には事務局の方としては遊休農地にあたらないととらえさせていただいております。

○池田委員

今年のパトロールは従来通り1年に1回くらい草刈りをしていたら管理していると、遊休農地にはあたらないとそういう判断でパトロールしたらよいのですね。

○横川次長

はい。お願いいいたします。農地パトロールは以上3点でございます。続きまして農地基本台帳について以前より皆様方のご意向、ご要望の中で調査対象者全員の農地1筆1筆の情報が貰えないかというようなご要望がございました。事務局の方でも検討いたしましたが、現在、委員の皆様にお願いしております調査表の件数だけで2,600件ございます。これに各人の1筆情報を含めますと非常に大きい数になります。また、変更等例えば転用がある、貸し借りがある、売買がある、そういう情報を毎年更新して前件を皆様方にお届けすると、いうようなことについては非常に対応が困難ではないかと考えております。現在耕作面積が違うということを調査でご返答があつた方につきましては、資料の2、表になっているものがあると思いますけれどもそのような形で、例えば家には畠がないよ、

と言われている方についてもお宅は農地台帳上畠を持っていることになっているよ、などご説明用に、前年の情報を元に各委員にお届けをしている情報でございます。こういうような情報を個々にお尋ねいただいて、事務局の方で情報をお作りして各委員の方にお渡しするというようなことで対応させていただいたらと考えております。農地基本台帳については以上でございます。

●藤田会長

よろしいでしょうか。

●藤田会長

続きまして、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

○藤田局長

7月27日に開催されました定例常設審議委員会において、愛媛県農業会議より「農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金の募集について」の依頼がありました。内容につきましては、お配りしております要領のとおりでございますが、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため義援金の募集活動を行うとのことであり、新居浜市農業委員会としても賛同したいと思います。つきましては、一口千円の人数分を親睦会より支出させていただきたいと思いますので、皆様のご理解をお願いいたします。

●藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、義援金について賛同していただけますか？

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

今日は農地パトロール等についても、農業者年金についても説明、案内がございましたがパツと聞いてパツと分かりやすいことではなかったのですけど、これから農地パトロールを各地でやっていただくのですけど今、池田委員さんや合田委員さんが事務局に確認した通りでございますので、パトロールの際には事務局の職員も行きますので双方の目で見て色々判断をして農地パトロールの調査についてご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第15回新居浜市農業委員会総会を閉

会いたします。

御協力ありがとうございました。

○藤田局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会會議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会長

委員

委員